

児童クラブ・放課後子ども教室・自主登校教室の利用の見直しについて

田原市教育委員会 生涯学習課長 山田 正勝
学校教育課長 渡邊 宏光

【児童クラブ・放課後子ども教室・自主登校教室について】

■要請内容

国の緊急事態宣言区域に愛知県が指定されたことにより、児童クラブ・放課後子ども教室については、規模縮小など、より一層の感染防止対策を図るよう要請がありました。

これに伴い下記期間において、保護者が仕事を休んで家にいることが可能なご家庭については、標記の施設についてできる限り利用を控えていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

■要請期間 4月20日（月）～5月6日（水・祝）

【児童クラブ・放課後子ども教室について】

■利用料の減額について

要請に応じて利用を自粛した場合は4月の利用料は半額とする。すでにひと月分の料金を受領済みのため、該当者は来月分に充当する。

■保護者の手続きについて

4月24日（金）までに市役所または各クラブ・教室へ休所届を提出のこと。

休所期間：4月20日～5月6日で提出

■休所期間のカウントについて

要綱で「休所が2月を超えて継続した時は退所」となっているが、コロナ対応による休所についてはカウントしない。

■利用にあたり保護者の方へのお願い

- ・当日の朝、検温を行ってください
- ・37.5度以上の発熱、咳をしている等の場合は、お預かりできません。
- ・飛沫感染を防ぐため、かぜ症状の有無に関わらず、マスクの着用をお願いします。

■その他

5月7日（木）以降も休校となった場合で、休所の継続をする時の休所届提出期限（通常は4月末）については5月13日（水）まで。すでに～4月30日で休所届を提出している方は、5月1日～の休所期間分も5月13日（水）までの提出で可。